

建築設計コンサルタント業務における 総合評価落札方式の試行について

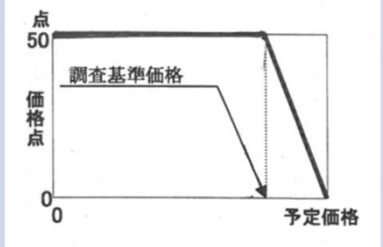
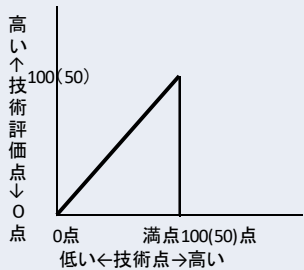
県土整備部 営繕課

令和2年4月1日

総合評価落札方式の制度設計について

項目	内容
対象業務	県土整備部が発注する 建築設計コンサルタント業務
対象業務の予定価格及び内容	1千万円以上の業務で発注者が必要と認める業務
適用時期	令和2年7月～
競争方式	一般競争入札(事後審査型) ※詳細は、「建設コンサルタント業務一般競争入札試行要領」と「入札参加資格設定要領(案)」で定める予定 入札参加資格の要件⇒「本店、支店又は営業所の所在地」「対象業務に応じた登録又は許可」 「対象業務と同種又は類似する業務実績」「配置を予定する技術者の資格要件」等 応札が可能な業者数⇒10者以上
対象業者	・県内に本店 ・県内に本店、支店又は営業所 ・指定なし
予定価格の公表時期	事前公表
総合評価の タイプ	・簡易型 実施方針、実績等 ・特別簡易型 実績等
評価値の算出方法	・加算式 ・評価値＝価格評価点＋技術評価点
・価格と技術の評価に関する配点の比率	・(簡易型) 価格評価点：技術評価点＝1：2 (特別簡易型) 価格評価点：技術評価点＝1：1
・技術評価点配点合計	・(簡易型) 100点 (特別簡易型) 50点

総合評価落札方式の制度設計について

項目	内容
<p>価格評価点の算出方法</p>	<p>○入札価格 ≥ 調査基準価格の場合 ・簡易型、特別簡易型 $\text{価格評価点} \times \{1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格})\}$ (50点:満点) 例) 予定価格20,000,000円で、入札価格が調査基準価格16,000,000円の場合 $= 50 \text{点} \times (1 - (16,000,000 - 16,000,000) / (20,000,000 - 16,000,000))$ $= 50 \text{点}$</p> <p>○入札価格 < 調査基準価格の場合 調査基準価格未満で入札した場合、 価格評価点の満点(50点)</p> 
<p>技術評価点の算出方法</p>	<p>・素点方式 ・技術評価配点合計 簡易型 100点 特別簡易型 50点</p>  <p>高い↑技術評価点↓0点 0点 満点100(50)点 低い←技術点→高い</p>
<p>審査方式</p>	<p>事後審査方式 技術審査(入札参加資格の確認を含む)は、開札後、全ての入札参加者について確認する。</p>

総合評価落札方式の制度設計について

項目	内容
<p>ダンピング受注の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査基準 <ul style="list-style-type: none"> 最新の中央公契連モデルを採用【H31.4モデル】 設定範囲6/10～8/10 直接人件費 × 1.00 特別経費 × 1.00 技術料等経費 × 0.60 諸経費 × 0.60 ・低入札落札者に対する品質確保対策 ・第三者照査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 請負者の負担により第三者照査を行う。 第三者照査は、県の入札参加資格を有し、当該業務と同等以上の業務実績があり、当該入札に参加していない者を請負者が選定する。

技術評価点の配点について

- ・技術評価配点合計は簡易型100点、特別簡易型50点とする。
- ・企業と技術者の配点割合は同じとする。25点:25点(50%:50%)とする。
- ・「資格・実績」と「成績」の配点割合は、15点:10点(30%:20%)とする。

タイプ 技術評価配点合計	企業		技術者		実施方針	
	資格・実績	成績	資格・実績	成績	業務理解度	対応方針
簡易型 100点	25点(25%)		25点(25%)		20点(20%)	30点(30%)
	15点(30%)	10点(20%)	15点(30%)	10点(20%)		
特別簡易型 50点	25点(50%)		25点(50%)		-	-
	15点(30%)	10点(20%)	15点(30%)	10点(20%)		

評価項目				簡易型			特別簡易型			
				適用 必須:◎ 選択:○	配点		適用 必須:◎ 選択:○	配点		
					本店選択無し	本店選択有り		本店選択無し	本店選択有り	
企業の評価 (6項目)	資格・実績	資格要件	同種業務実績	◎	3	3	◎	3	3	
		品質管理	ISO認証取得	◎	2	2	◎	2	2	
		事故及び不誠実な行為		◎	-6	-6	◎	-6	-6	
		地域精通度	近隣地域業務実績	◎	6	3	◎	6	3	
			本店所在地	○	-	3	○	-	3	
		地域貢献度	山梨県被災建築物応急危険度判定士	◎	3	3	◎	3	3	
	雇用実績		◎	1	1	◎	1	1		
	小計				-	15	15	-	15	15
	成績	技術力	成績評定	◎	10	10	◎	10	10	
		計				-	25	25	-	25
技術者の評価 (6項目)	管理技術者 資格・実績	資格要件	技術者資格	◎	3	3	◎	3	3	
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	◎	2	2	◎	2	2	
		業務経験	同種業務実績	◎	3	3	◎	3	3	
		専任制	手持ち業務量	◎	3	3	◎	3	3	
		地域精通度	近隣地域業務実績	◎	4	4	◎	4	4	
	小計				-	15	15	-	15	15
	成績	管理技術者の技術力	成績評定	◎	10	10	◎	10	10	
計				-	25	25	-	25	25	
実施方針	業務理解度			◎	20	20	-	-	-	
	業務実施方針			◎	30	30	-	-	-	
	計				-	50	50	-	-	-
合計				-	100	100	-	50	50	

技術評価の基準について

評価項目		評価基準	
企業の評価	資格・実績	同種業務実績	過去10年以内の同種業務の実績及び当該年度は入札参加資格申請締切までに完成・引渡済みの実績 同種業務の実績・・・3点 実績なし・・・0点
		ISO認証取得	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況 ISO9001及びISO14001を取得・・・2点 ISO9001取得・・・1点 なし・・・0点
		事故及び不誠実な行為	公告日から過去1年間に指名停止措置を受けた状況 指名停止(3ヶ月以上)・・・6点 指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)・・・4点 指名停止(1ヶ月未満)・・・2点
		近隣地域業務実績	過去10年以内の近隣地域での実績及び当該年度は入札参加資格申請締切までに完成・引渡済みの実績 【 】内は、本店選択ありの場合の基準とする。 同一事務所管内・・・6点【3点】 県内・・・3点【1点】 なし・・・0点【0点】
		本店所在地	公告日時点で県内に本店、支店、営業所等を有するか：本店選択ありの場合の基準とする。 県内に本店・・・3点 県内に支店、営業所等・・・2点 なし・・・0点
		山梨県被災建築物応急危険度判定士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(入札参加資格申請締切日が登録期間中であるもの)を雇用 3人以上・・・3点 2人・・・2点 1人・・・1点 なし・・・0点
	雇用実績	県内居住者を前年度に新規雇用し、公告日まで継続雇用された実績の有無 雇用実績あり・・・1点 なし・・・0点	
成績	成績評定点	山梨県発注業務で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに完成・引渡済みの平均点 80点以上・・・10点 78点以上～80点未満・・・6点 75点以上～78点未満・・・4点 70点以上～75点未満・・・2点 70点未満・・・0点	
技術者の評価	資格・実績	技術者資格	管理技術者が保有する資格を評価 一級建築士・・・3点 その他・・・0点
		CPD取得状況	公告日から過去2年以内に証明期間の一部が含まれる継続教育(CPD)を評価 継続教育(CPD)の証明あり・・・2点 なし・・・0点
		同種業務実績	過去10年以内の同種業務の実績及び当該年度は入札参加資格申請締切までに完成・引渡済みの実績 管理技術者として同種業務の実績・・・3点 担当技術者として同種業務の実績・・・1点 実績なし・・・0点
		手持ち業務量	管理又は担当技術者として従事する山梨県発注の委託業務量を評価(専任性) 手持ち業務の件数0～1件・・・3点 2～3件・・・2点 4～5件・・・1点 6件以上・・・0点
	近隣地域業務実績	管理又は担当技術者として従事した過去10年以内の近隣地域での実績及び当該年度は入札参加資格申請締切までに完成・引渡済みの実績 同一事務所管内・・・4点 県内・・・2点 なし・・・0点	
成績	成績評定点	山梨県発注業務で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに完成・引渡済みの平均点(管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。) 80点以上・・・10点 78点以上～80点未満・・・6点 75点以上～78点未満・・・4点 70点以上～75点未満・・・2点 70点未満・・・0点	

技術評価の基準について

評価項目		評価基準	評価点	
実施方針等	業務理解度	目的、内容の理解度が高く優れている場合、現地の状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が適切に記述されている。	20点	
		目的、内容の理解度があり、現地の状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が記述されている。	10点	
		目的、内容は理解しているが、業務実施上の問題点や課題が一般的な事項で、現地の状況や業務の制約となる条件やポイントの理解が不足している。	0点	
	業務実施方針	業務を遂行する上でより適切な体制の確保、設計するうえで特に重視する配慮事項について	業務を遂行する上での適切な実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述され、その内容の妥当性が高い。	30点
		業務を遂行する上での実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述されている。	15点	
		業務を遂行する上での実施体制が確保されているが、設計するうえで特に重視する配慮事項の記述が一般的で工夫が見られない。	0点	